

遠賀町農業委員会通信

第 10 号
平成 29 年 10 月 1 日発行
＜発行責任者＞
遠賀町農業委員会
会長 三原 高志

会長あいさつ

遠賀町農業委員会

会長 三原 高志



改正された農業委員会法の下、平成二十九年七月より農業委員8名、新設された農地利用最適化推進委員7名が新たに選出されました。これから新しい委員一同で、農業の活性化、農地の利用最適化のために尽力して参る所存です。

さて、農業を取り巻く情勢は年々厳しさを増しております。新しい農業委員会法は農地の集積集約化、耕作放棄地の発生防止、また地域農業への新規参入の促進によって、農地利用最適化を図ることを最大の目的に改正されておりあります。

農業委員会の最大の役割は、やはり農地を守り、農地の有効利用になります。他の農業委員・農地利用最適化推進委員と協力し合って、遠賀町の緑あふれる農地を守っていくことをお誓いし、微力ではありますがこれから3年間よろしくお願いいたします。

新体制のご紹介

※敬称略。()内は担当地区

農業委員

〈前列〉右から

瓜生 保司

(浅木・老良)

芳村 正博 (木守)

米田 かおる

(上別府・虫生津)

会長

三原 高志 (鬼津)

副会長

安藤 敏生

(上別府・虫生津)

松井 悟 (尾崎)

花川 健二

(別府・千代丸・今古賀)

矢野 英昭

(島津・若松・旧停・広渡)

・遠賀川・道官・松の本

農地利用最適化推進委員

〈後列〉右から

高崎 洋介

(浅木・老良)

小西 好信 (木守)

秦 茂美 (鬼津)

古野 一寿

(上別府・虫生津)

高山 和幸 (尾崎)

和田 利郎

(別府・千代丸・今古賀)

舛添 博孝

(島津・若松・旧停・広渡)

・遠賀川・道官・松の本

農地パトロール



農業委員会では8月に、農地法に基づく利用状況調査(農地パトロール)として、町内全ての農地を対象として調査を行いました。

今後、調査において農業委員会が「遊休農地」であると判断した農地の所有者等へ、遊休農地の活用方法を確認する「利用意向調査」を行います。

この利用意向調査において、農地中間管理機構への貸付けの意向を表明せず、自ら耕作を行わないなど、遊休農地を放置している場合には、農業委員会が農地の所有者等に対して農地中間管理機構と協議すべき事を勧告します。

勧告の対象となった遊休農地については、固定資産税の課税強化が行われ、固定資産税が1.8倍になるなど、農地の適切な利用が求められています。



法改正により、中立的な立場で農業委員となった非農家の米田委員。これが、農地なのかとびっくりでした。

かかしコンテスト



11月12日(日)に遠賀町中央公民館前の田んぼで「2017遠賀町かかしコンテスト」が開催されます。

今年が4回目となるかかしコンテストは、町のがんばる地域まちづくり事業を活用してJA北九青年部遠賀支会が主催するもので、趣向を凝らしたかかし達が一斉に展示されます。今年もお楽しみ抽選会、もち投げなどの人気企画が行われる予定です。皆様ぜひ会場にお越しください。

農業祭



11月26日(日) 芦屋競艇場で第52回遠賀・中間地区農業祭が開催されます。今年のテーマは「来て! 見て! 食べて! 遠賀中間農業祭」です。

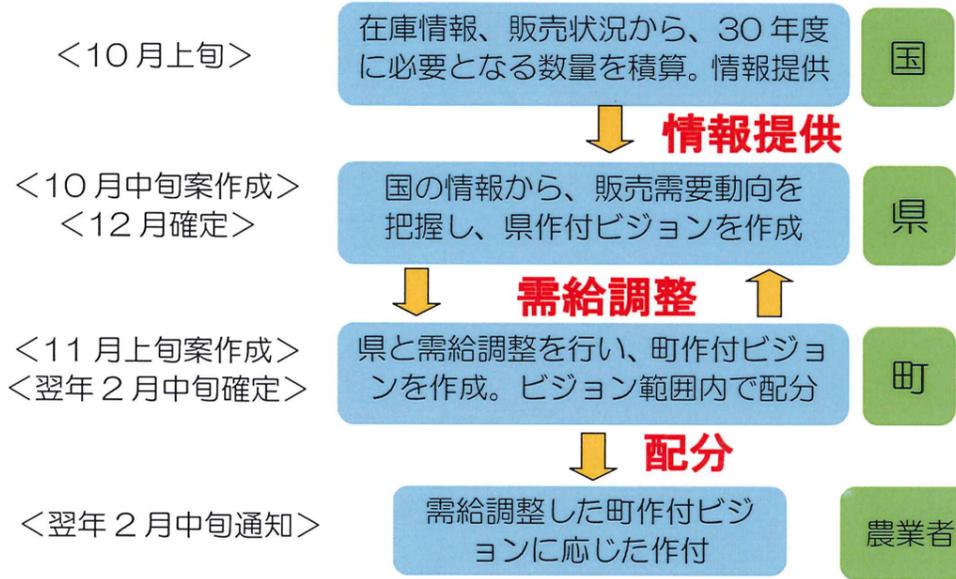
農産物や加工品の販売をはじめ、遠賀・中間地域の豊かな恵みが再発見できるイベントです。ぜひお越し下さい。

米の作付配分について

農業委員会通信第9号(29年4月発行)において、平成30年度から

- ①国による生産目標の配分を廃止
- ②米の直接支払交付金の廃止
(10a当り7500円)

という点をお伝えしていました。前回は発行から、大きな変更点はありませんが、30年産の具体的なスケジュールについては左記のとおりとなります。



皆さんは、平成19年産米の問題を存じでしょうか？

過去にも、米の作付については行政からの配分に頼らずともできるという流れがあり、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を行うシステムに移行されたことがありました。平成19年産の米のことです。

結果は全国的な過剰作付の拡大等により、米価の大幅な下落が生じました。政府は19年10月に米緊急対策を決定し、政府備蓄米の大量買入れ、全農による主食用米の飼料への転換を行い、20年産からは再度生産調整の達成に向けた取り組みの強化等を決定しました。自主的な生産調整への移行を開始した年に、締付けを強化する体制に逆戻りすることになったのです。

過去と同じ過ちを繰り返さないよう、この平成30年産からの需給調整への移行では、県と町の水田協議会が主体となり、農業者の皆さんには29年産以前と変わらないように、2月中旬頃に個人の配分を示します。

米価の下落を防ぎ、皆さんの経営を安定させるため『需要に応じた供給』に、皆さんのご協力をよろしくお願ひします。

遠賀逸品シリーズ 今年も発売中!

「遠賀町に特産品を」との思いから作られた遠賀逸品シリーズ。今年も大好評発売中です。

遠賀町の特産品として町内の方はもちろん町外の方にも遠賀町の「おいしい」をお届けします。芳香の赤しそを使った赤しそドリンクは好評のため、在庫がほとんどありません。嬉しい悲鳴ですが、申し訳ありません。



遠賀の大地で育った遠賀町のお米「夢れんげ」。れんげを肥料として活用し、県の基準から5割以上化学肥料や農薬を節減し、厳しい栽培基準で手間暇かけて育てられた安全・安心な特別栽培米です。

遠賀町産 プレミアムオイル 一番搾り ピュア菜種油



菜種油 270g 1本 1,000円 (税込)

遠賀町で育った**非遺伝子組換**の菜種「ななきび」を直火焙煎し、添加物や化学薬品等を使用していない**圧搾**一番搾りのピュア菜種油。菜種他には無い風味を炒め物等で楽しめください。

相続登記の実施を

皆さんは、相続によって得た農地を登記による名義替え、また、農業委員会への届出を実施していますか？

農林水産省が実施した調査では、全国の農地のうち約2割が相続時に登記上の名義人を変更せず、故人のままである可能性が高いと発表しました。福岡県においても、相続未登記農地が約15%、相続未登記のおそれがある農地が約11%と発表され、農地全体のおよそ4分の1が未登記等の状況です。

今後人口が減少し、このような農地が「所有者不明地」となり、適切な管理依頼等を行う際に所有者と連絡がつかず、適切な管理ができない等様々な不都合が懸念されるため、適切な相続登記をお願いします。

農業相談を毎月実施しています!

就農、離農、農地の貸し借りや農地転用の手続き、あっせんなど農業委員がご相談にお応えします。ご相談のある方は、農業委員会事務局までお気軽にご連絡ください。

編集後記

7月より委員として選出され、これから3年間頑張つて参ります。この農業委員会通信についても、皆さんにとって有意義な情報を発信していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

〈安藤敏生委員〉 〈高崎洋介委員〉